

平成21年

第1回市議会定例会 議案第38号

函館市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
函館市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のように定める。

平成21年2月27日提出

函館市長 西尾正範

函館市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図るための平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険の保険料の急激な上昇を抑制するため、函館市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、函館市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 市長は、次に掲げる第1条の基金の設置の目的のため必要な場合に限り、基金の全部または一部を函館市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(1) 市が行う介護保険に係る第1号被保険者の保険料について、平成21年4月の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号に規定する軽減に係る広報および啓発に要する経費および保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する経費その他当該軽減の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を函館市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため